

令和4年度

埼玉県立常盤高等学校 生徒募集要項



所在地 〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保5 1 9 番地 1
電 話 0 4 8 (8 5 2) 5 7 1 1
F A X 0 4 8 (8 4 0) 1 0 4 4
ホームページ <http://www.tokiwa-h.spec.ed.jp/>

令和4年度埼玉県立常盤高等学校生徒募集要項

【一般募集】

1 募集人員

全日制課程 看護科 共学 80名

2 出願資格

本校に入学を志願することのできる者は、次の(1)、(2)、(3)のいずれかの条件を満たし、かつ、(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和4年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和4年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和4年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 志願者は、次のアからウまでのいずれかに該当する者とする。
 - ア 保護者とともに県内に居住している者、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者
 - イ 別に定めるところにより、本校校長が出願を承認した者
 - ウ 別に定めるところにより、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長が出願資格を認定した者

3 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）

イ 入学選考手数料

(ア) 志願者は、入学選考手数料（2,200円）として、「入学願書」の所定の位置に埼玉県収入証紙を貼って、消印しないで提出すること。

(イ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書（様式1）

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表（様式3）及び学習の記録等一覧表（様式4）

過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、中学校がまとめて持参、志願者が郵送・持参によって提出することもできる。

ア 志願者又は出身中学校長（在学中学校長を含む。以下同じ）が提出するもの

(ア) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

	中学校がまとめて郵送する場合	中学校がまとめて持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書をまとめて提出する。なお、受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 送付票（様式20）を同封すること。	入学願書、受検票、調査書をまとめて提出する。なお、受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 送付票（様式20）を同封すること。
提出期間及び受付時間	令和4年2月10日（木）を配達指定日とすること。	令和4年2月10日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
提出先	埼玉県立常盤高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は同時に提出すること。	出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は同時に提出すること。 本校校長は、受領書（様式21）を交付する。
受検票の交付	本校校長は「受検票」を2月15日（火）午前11時までに投函する。	

(イ) 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	志願者が郵送する場合	志願者が持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書をまとめて提出する。受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間及び受付時間	令和4年2月10日(木)を配達指定日とすること。	令和4年2月14日(月) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月15日(火) 午前9時から正午まで
提出先	埼玉県立常盤高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。この他に定められた提出書類がある場合は同時に提出すること。	志願者が窓口を持参すること。この他に定められた提出書類がある場合は同時に提出すること。
受検票の交付	本校校長は「受検票」を2月15日(火)午前11時まで投函する。	本校校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」を交付する。

イ 出身中学校長が提出するもの

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表(様式3及び4)	
提出期間及び受付時間	令和4年2月10日(木)を配達指定日とすること。	令和4年2月14日(月) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月15日(火) 午前9時から正午まで
提出先	埼玉県立常盤高等学校及び高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。 (高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長	直接持参する。
その他	なお、アの(ア)により、中学校がまとめて出願する場合、入学願書等と学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を、同一の封筒で提出することができる。この場合、封筒の表には、「入学願書等在中」と「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きで併記すること。	

(3) その他(該当する場合のみ)

- * 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」を参照すること。
- * 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する者は、「私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続」を参照すること。
- * 帰国生徒特別選抜を希望する者は、「帰国生徒特別選抜による募集」を参照すること。

4 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

5 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和4年2月17日(木)から2月18日(金)まで
受付時間は、2月17日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月18日(金)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

- (2) 他の学校へ志願先変更するときの手続
 志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」（様式8）及び受検票を、本校校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」（様式9）の交付を受けた後、新たに持参により出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。
- ア 入学選考手数料
 (ア) 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。
 (イ) 県立高等学校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から県立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続により納入すること。
 (ウ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。
- イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表
 志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長に速やかに提出する。
- ウ 志願先変更証明書
 「志願先変更願」（様式8）が提出された場合は、本校校長は「志願先変更証明書」（様式9）を交付する。

6 志願取消

志願を取り消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」（様式10）及び受検票を速やかに本校校長に持参により提出する。

7 学力検査

- (1) 志願者は、**令和4年2月24日（木）**に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。
 なお、追検査を受検する場合は「10 追検査」による。
- (3) 学力検査は、国語、数学、社会、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
 なお、**本校では、数学及び英語の学力検査において「学校選択問題」を実施しない。**
- (4) 学力検査会場は、埼玉県立常盤高等学校とする。
- (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～9:20	9:25～10:15 (50分)	休 憩	10:35～11:25 (50分)	休 憩	11:45～12:35 (50分)	昼 食	13:30～14:20 (50分)	休 憩	14:40～15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

- (6) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続きについては、出身中学校長が本校校長に直接問い合わせること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症に関する対応は「11 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査受検等の扱い」に記載する。

8 面接

面接は、次のとおり実施する。

- (1) **実施日時** 令和4年2月25日（金）午前9時から
 (2) **集合時刻** 午前8時45分
 (3) **場所** 埼玉県立常盤高等学校
 (4) **方法** 個人面接とする。
 (5) **その他** 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

9 入学許可候補者の発表

- (1) 日時・場所・方法

	ウェブによる発表	掲示による発表
日時	令和4年3月4日（金）午前9時	令和4年3月4日（金）午前10時
場所	埼玉県立常盤高等学校ホームページ	埼玉県立常盤高等学校
方法	受検番号を発表する。 本校校長は、受検票を確認し「選抜結果通知書」（様式7）を入学許可候補者に交付する。	

- (2) 入学許可候補者は、令和4年3月4日（金）に、受検票を持参し、本校校長から交付書類を受け取ること。
 (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出する。

10 追検査

- (1) 次のア又はイに該当する者は、令和4年3月7日（月）に実施する追検査を受検することができる。ただし、令和4年2月25日（金）に実施する面接を受検した志願者は、追検査を受検できない。
- ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者
- イ 一部受検者※1
- ※1 学力検査当日、急な体調不良により、学力検査を継続することが難しいと判断された者をいう。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科とする。
- (2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」（様式16）を令和4年2月25日（金）正午までに本校校長に提出する。
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式17）及び「追検査受検者個人カード（様式A）」を交付する。志願者は、追検査当日に必要な事項を記入の上、持参すること。
- (4) 追検査は、国語、数学、社会、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。なお、本校では、数学及び英語の追検査において「学校選択問題」を実施しない。
- (5) 「追検査受検願」（様式16）を提出した志願者に対しては、令和4年2月25日（金）の面接を実施しない。また、追検査においても面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集においては、令和4年3月7日（月）に面接を実施する。
- (6) 追検査の会場は、常盤高等学校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。
- (7) 追検査入学許可候補者発表

日時	令和4年3月9日（水）午前9時
方法	電話による発表とする。 「追検査受検者個人カード（様式A）」に記された電話番号に、本校から連絡する。

- ア 入学許可候補者は、令和4年3月9日（水）に、受検票を持参し、本校において校長から交付書類を受け取ること。
- イ 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を出身中学校長を経て本校校長に持参により提出すること。

11 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査受検等の扱い

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、学力検査・面接を受検することができない。ただし、一定の条件を満たす濃厚接触者※2は、学力検査のみ受検できる。なお、学力検査を受検できなかった志願者は、追検査を受検することができる。
- ア 保健所から、新型コロナウイルス感染症に関して健康観察や外出自粛を要請されている志願者（次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者）
- (ア) 新型コロナウイルス感染症の陽性者
- (イ) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（一定の条件を満たす濃厚接触者は除く）
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症の初期スクリーニング（自治体によるPCR検査等）を受けているものの、学力検査当日までに検査結果が出ていない者
- (エ) 濃厚接触者を判定するために保健所から外出自粛を要請されている者
- イ 検査当日に「健康状態チェックリスト（様式B）」により、志願者自身が体調確認を行い、**A欄で1項目以上、又は、B欄で2項目以上該当する志願者**

健康状態チェックリスト	
A	<ul style="list-style-type: none"> 発熱の症状がある（37.5度以上） 息苦しさ（呼吸困難）がある 強いだるさ（倦怠感）がある
B	<ul style="list-style-type: none"> 味を感じない（味覚障害がある） 臭いを感じない（臭覚障害がある） 咳の症状が続いている 咽頭痛が続いている 下痢をしている（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く） 過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる、又は、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の待機期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触（1m程度で15分以上接触）がある

検査当日の朝に、「健康状態チェックリスト（様式B）」に該当する志願者がいた場合は、出身中学校長は速やかに本校校長へ学力検査を受検できない旨を連絡すること。

なお、「健康状態チェックリスト（様式B）」に該当することで学力検査を受検できない場合、追検査の手続は10追検査による。

- (2) 一定の条件を満たす濃厚接触者が学力検査を受検する場合は、速やかに本校校長へ連絡するとともに、令和4年2月22日（火）までに「濃厚接触者による学力検査受検願（様式C）」を本校校長に提出すること。

(3) 追検査当日に、上記(1)のアに該当する志願者は、追検査を受検することができない。ただし、一定の条件を満たす濃厚接触者は、追検査を受検できる。なお、一定の条件を満たす濃厚接触者のうち、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜後、帰国生徒特別選抜による募集の志願者には、面接は実施しない。

※2 一定の条件を満たす濃厚接触者とは、次の(ア)、(イ)、(ウ)の全てを満たす志願者のことをいう。

(ア) 当日も無症状である。

(イ) 初期スクリーニングの結果、陰性である。

(ウ) 学力検査当日、公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができる。

【私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続】

(1) 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者

「【一般募集】3 出願手続 (1)出願書類」の(ア)～(ウ)に加えて住民票の写し(出願日より3カ月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。)を提出する。

(2) 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者及び令和4年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者

ア 出願資格は、本校校長から出願承認を得た者。

イ 出願承認の手続

(ア) 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出して、承認を受けること。

(イ) 出願承認の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおりとする。

令和4年1月11日(火)から2月14日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。

なお、可能な限り、令和4年2月10日(木)までに「出願承認の申請」を行う。

ウ 出願手続は、「【一般募集】3 出願手続」による。提出する書類は本県所定のものとする。

出願の際は、「入学願書」等とともに本校校長より交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を添付して提出する。

エ 出身中学校長からの「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については提出する必要はない。

(3) 海外の日本人学校等から出願する場合

ア 本校に出願するための出願資格認定の手続は、「令和4年度埼玉県公立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」に別に定める認定のための必要書類を添付し、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長に提出して認定を受けること。

イ 出願資格認定の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和3年12月1日(水)から令和4年2月14日(月)正午まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和3年12月29日(水)から令和4年1月3日(月)までの間を除く。)

受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。

なお、可能な限り、令和4年2月10日(木)までに「出願資格の認定」を受ける。

ウ 出願手続は、「3 出願手続」による。「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。

「入学願書」及び「受検票」は、埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課(電話048-830-6766)で交付する。

エ 出願の際、「入学願書」等とともに、交付された「出願資格認定申請書」を提出する。

オ 出身中学校長からの「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については提出する必要はない。

* 出願等に関して不明な場合は、本校へ直接問い合わせること。

【不登校の生徒などを対象とした特別な選抜】

1 募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って入学許可候補者を決定する。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 出願資格

令和4年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

3 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」（様式6）を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出すること。

「入学願書」の記入にあたっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

4 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出すること。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

5 その他

ここで定めた内容以外の事項については、上記【一般募集】による。

【帰国生徒特別選抜による募集】

1 本校における帰国生徒特別選抜による募集人員

2名とし、募集人員に含める。

2 出願資格

「【一般募集】2 出願資格」に定める出願資格を有する者で、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。

ア 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者

イ 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者

ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和4年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願手続

「【一般募集】3 出願手続」に準ずる。ただし、次のことに留意する。

「入学願書」、「受検票」とともに「海外在住状況説明書（様式13）」を本校校長に提出すること。

「入学願書」の記入にあたっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○を付し、出身中学校長による応募資格証明を受けること。

4 志願先変更

「【一般募集】5 志願先変更」に準ずる。ただし、次のことに留意する。

帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書（様式14）」を添付し、手続きを行うこと。

5 学力検査

「【一般募集】7 学力検査（5）学力検査の日程」により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。社会及び理科の学力検査の時間帯は本校校長の指示に従う。

6 面接

令和4年2月25日（金）の指定した時間に行う。